

児童扶養手当提出書類一覧表

※以下は代表的なケースについて示したものである。個々のケースに応じて対応されたい。

請求書及び届出	添付書類 支給要件等	戸籍謄本又は抄本		世帯全員の住民票 ※1		所得証明書 市町村長の証明 ※2	公的年金調書		事実婚の解消・未婚の母又は父		医師又は歯科医師の診断書		児童の父又は母の生死が明らかでないことの証明書	遺棄 ※3			父又は母がDV保護命令を受けた児童の場合	児童の父又は母の拘禁証明書	養育費等に関する申告書		請求者が児童を別居監護している場合		請求者が養育者の場合		児童扶養手当証書	
		請求者	児童	請求者	児童		申立書	書	事実婚解消等調書	児童(政令で定める程度の障害の場合)	父又は母が障害の場合	申立書		証明書	第一号調書	確定証明書 ※4			保護命令決定書の謄本 ※4	前年に受領	別居監護申立書	民生委員・児童委員又は寄宿舍等の証明書	養育申立書	民生委員・児童委員証明書		父及び母の戸籍(除籍)
		請求者	児童	請求者	児童		申立書	書	事実婚解消等調書	児童(政令で定める程度の障害の場合)	父又は母が障害の場合	申立書		証明書	第一号調書	確定証明書 ※4			保護命令決定書の謄本 ※4	前年に受領	別居監護申立書	民生委員・児童委員又は寄宿舍等の証明書	養育申立書	民生委員・児童委員証明書		父及び母の戸籍(除籍)
認定請求書	父母が婚姻(法律婚)解消	●	●	●	●	○			●								●	●	●	●	●	●	●	●		
	父母が婚姻(事実婚)解消	●	●	●	●	○	●	●	●	●							●	●	●	●	●	●	●	●		
	父又は母が死亡	●	●	●	●	○			●								●	●	●	●	●	●	●	●		
	父又は母が障害	●	●	●	●	○			●	●							●	●	●	●	●	●	●	●		
	父又は母が生死不明	●	●	●	●	○			●				●				●	●	●	●	●	●	●	●		
	父又は母が遺棄している	●	●	●	●	○			●				●	●	○		●	●	●	●	●	●	●	●		
	父又は母がDV保護命令を受けた	●	●	●	●	○			●				●	●			●	●	●	●	●	●	●	●		
	父又は母が拘禁されている	●	●	●	●	○			●				●			●	●	●	●	●	●	●	●	●		
未婚の母	●	●	●	●	○			●	●							●	●	●	●	●	●	●	●			
現況届	父母が婚姻(法律婚)解消			●	●												●	●	●	●	●	●	●	●		
	父母が婚姻(事実婚)解消			●	●												●	●	●	●	●	●	●	●		
	父又は母が死亡			●	●												●	●	●	●	●	●	●	●		
	父又は母が障害			●	●												●	●	●	●	●	●	●	●		
	父又は母が生死不明			●	●								●				●	●	●	●	●	●	●	●		
	父又は母が遺棄している			●	●								●	●			●	●	●	●	●	●	●	●		
	父又は母がDV保護命令を受けた			●	●											●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	父又は母が拘禁されている			●	●											●	●	●	●	●	●	●	●	●		
未婚の母			●	●												●	●	●	●	●	●	●	●			
額改定請求書	父母が婚姻(法律婚)解消		●		●					●								●	●	●	●	●	●	●		
	父母が婚姻(事実婚)解消		●		●					●								●	●	●	●	●	●	●		
	父又は母が死亡		●		●					●								●	●	●	●	●	●	●		
	父又は母が障害		●		●					●	●							●	●	●	●	●	●	●		
	父又は母が生死不明		●		●					●			●					●	●	●	●	●	●	●		
	父又は母が遺棄している		●		●					●			●	●	○			●	●	●	●	●	●	●		
	父又は母がDV保護命令を受けた		●		●					●			●	●			●	●	●	●	●	●	●	●		
	父又は母が拘禁されている		●		●					●			●				●	●	●	●	●	●	●	●		
未婚の母		●		●					●			●				●	●	●	●	●	●	●	●			

※1 請求者及び児童の属する世帯全員の住民票。請求者と児童が別居している場合には、それぞれの世帯全員の住民票。

※2 1月1日以降の転入者は前住所地の市町村長の証明。

※3 遺棄の証明者は、新規認定時は福祉事務所長等、現況届時は民生委員・児童委員でも可。

※4 保護命令決定書の謄本及び確定証明書の代わりに手当請求用確定証明書でも可。

●の書類が不備の場合は、原則として受理できない。

○は認定等の決定を行うまでに提出させる書類

(注) 公的年金給付等を受給できる場合には、公的年金給付等受給状況届及び公的年金給付等受給証明書が必要。